

山口県報

平成30年
7月10日
(火曜日)



山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

山口県条例第四十号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第六十四条の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の施行令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第六十五条第一項中「消費等（」の下に「第三項第三号イ及び」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻きたばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号

目 次

○条例	一
山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	一
身体障害者社会参加支援施設条例の一部を改正する条例	九
山口県立都市公園条例の一部を改正する条例	一四

山口県知事 村 岡 嗣 政

イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号口中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第六十五条の二中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第十五条の二第三項中「第三十七条の七まで、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第三十九条の八中「の額に」を「の額を基礎として施行令で定めるところにより計算した額で」に改める。

第三十九条の十四及び第三十九条の二十中「にあん分して」を「を基礎として施行令で定めるところにより計算した額で按分して」に改める。

第六十七条の七第三項中「第六章」を「第七章」に改める。

第三条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第四条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項、第三項及び第五項中「によつて」を「により」に改める。

第二十六条第二項中「所得割」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十七条の二中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第四十六条第五項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第五十三条の二第一項中「によつて」を「により」に改める。

第五十三条の五中「にあつては」を「には」に改める。

第六十五条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第六十五条の二中「九百三十円」を「千円」に改める。

第五条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第六十五条の二中「千円」を「千七十円」に改める。

第六条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第六十四条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第六十五条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

(山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成二十七年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「、平成二十八年改正後の条例」を「、山口県税賦課徴収条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十七項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。
附則第十八項の表附則第八項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第十五条の二第三項の改正規定 平成三十一年一月一日
 - 二 第二条及び附則第二項から第四項までの規定 平成三十一年四月一日
 - 三 第三条及び附則第十三項の規定 平成三十一年十月一日
 - 四 第四条（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日
 - 五 第四条中山口県税賦課徴収条例第六十五条第三項及び第六十五条の二の改正規定並びに附則第十四項から第二十項までの規定 平成三十年十月一日
 - 六 第四条中山口県税賦課徴収条例第二十六条第二項及び第二十七条の二の改正規定並びに附則第五項の規定 平成三十三年一月一日
 - 七 第五条及び附則第二十一項から第二十七項までの規定 平成三十三年十月一日
 - 八 第六条及び附則第二十八項の規定 平成三十四年十月一日
- (県民税に関する経過措置)
- 2 第二条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「平成三十一年改正後の条例」という。）第三十九条の八の規定は、平成三十一年度以後に市町に対し交付すべき利子割交付金（支払を受けるべき地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等の額により課する県民税に係る交付金をいう。以下同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町に対し交付する利子割交付金については、なお従前の例による。
 - 3 平成三十一年改正後の条例第三十九条の十四の規定は、平成三十一年度以後に市町に対し交付すべき配当割交付金（支払を受けるべき地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等の額により課する県民税に係る交付金をいう。以下同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町に対し交付する配当割交付金については、なお従前の例による。

4 平成三十一年改正後の条例第三十九条の二十の規定は、平成三十一年度以後に市町に対し交付すべき株式等譲渡所得割交付金（地方税法第

二十三条第一項第十七号に掲げる特定株式等譲渡所得金額により課する県民税に係る交付金をいう。以下同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町に対し交付する株式等譲渡所得割交付金については、なお従前の例による。

5 第四条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例第二十六条第二項及び第二十七条の二の規定は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

7 平成三十年十月一日前に山口県税賦課徴収条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第六十五条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（山口県税賦課徴収附則第十二項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する山口県税賦課徴収条例第六十三条第一項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

8 前項に規定する者は、卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

9 附則第七項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

10 附則第八項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

11 附則第七項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（改正後の条例第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第二項	前項	山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成三十年山口県条例第四十号。次項において「平成三十年改正条例」という。）附則第七項
第六十五条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第七項

12 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第七項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、山口県税賦課徴収条例第六十五条の七の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十五条の五の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

13 平成三十一年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

14 別段の定めがあるものを除き、平成三十二年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 15 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 16 前項に規定する者は、卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。
- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
 - 三 その他参考となるべき事項
- 17 附則第十五項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 18 附則第十六項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 19 附則第十五項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「平成三十二年改正後の条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（平成三十二年改正後の条例第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十二年改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第二項	前項	山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成三十年山口県条例第四十号。次項において「平成三十年改正条例」という。）附則第十五項
第六十五条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十五項

20 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡し製造たばこのうち、附則第十五項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、山口県税賦課徴収条例第六十五条の七の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十五条の五の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

21 別段の定めがあるものを除き、平成三十三年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

22 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

23 前項に規定する者は、卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

24 附則第二十二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

25 附則第二十三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

26 附則第二十二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第五条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「平成三十三年改正後の条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（平成三十三年改正後の条例第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十三年改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第二項	前項	山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成三十年山口県条例第四十号。次項において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十二項
第六十五条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十二項

27 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第二十二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、山口県税賦課徴収条例第六十五条の七の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十五条の五の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

28 平成三十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

身体障害者社会参加支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十一号

身体障害者社会参加支援施設条例の一部を改正する条例

身体障害者社会参加支援施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 山口県身体障害者福祉センター（第三条―第十条）
第三章 削除

」を「第二章 山口県身体障害者福祉センター（第三条―第十三条）」

に、「第四章」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第二十六条」を「第二十三条」に、「第六章」を「第五章」に、「第二十七条」を「第二十四条」に改める。

第四条を次のように改める。

（開館日）

第四条 身体障害者福祉センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 水曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十八日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

第五条から第七条までを次のように改める。

（開館時間）

第五条 身体障害者福祉センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。
（利用の手続）

第六条 身体障害者福祉センターを利用しようとする者は、知事の定める手続によらなければならない。

(利用の制限)

第七条 知事は、前条の規定により身体障害者福祉センターを利用する者（次条において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この章の規定に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

第八条及び第九条を削り、第十条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理)

第九条 身体障害者福祉センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下この章において「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 第七条の規定により、身体障害者福祉センターの利用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならぬ。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が身体障害者福祉センターの管理に関する事務を行う場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下この条において「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、身体障害者福

社センターの管理に係る事業計画書（以下この条において「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、身体障害者福祉センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、身体障害者福祉センターの効用を十分に発揮するとともに、身体障害者福祉センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行つたときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち身体障害者福祉センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によつてが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第三章を削る。

第二章中第十条の次に次の三条を加える。

（指定管理者が講ずべき措置）

第十一条 知事は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

第十二条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて身体障害者福祉センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により身体障害者福祉センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一

項の規定にかかわらず、身体障害者福祉センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第十三条 削除

第四章を第三章とする。

第十九条の二第一項第二号中「(昭和二十三年法律第七十八号)」を削る。

第二十三条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 第十条から第十二条までの規定は、第一項の規定により指定管理者を指定する場合について準用する。この場合において、第十条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第十条第一項」と、「以下この条」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第十条」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第十条第四項」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第十条第四項」と、「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第十条第一項から第六項まで」と、「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、第十一条中「第九条第一項の」とあるのは「第二十三条第一項の」と、「第九条第一項各号」とあるのは「第二十三条第一項各号」と、第十二条中「第九条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

第二十四条から第二十六条までを削る。
第五章を第四章とする。

第六章中第二十七条を第二十四条とし、同章を第五章とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の身体障害者社会参加支援施設条例(以下「改正後の条例」という。)第九条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続そ

の他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第十条及び第十一条の規定の例により行うことができる。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十二号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「若しくは第七条第一項」を削る。

第十四条第一項中「山口きらら博記念公園並びに」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十七条、第十八条関係）

都市公園の名称	区	分	単 位	基 準 額
	公園施設（山口きらら博記念公園の下の芝生広場）と「大芝生広場」を除く。	物品の販売、宣伝、募金の他にこれらに類するもの	一日につき	千百十円
	（第三條第一項の許可に係るものに限る。）	業として行う写真の撮影及び興業	一日につき	一万千百九十円
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催物（仮設工作物を設けて行うものを除く。以下この表において同じ。）	一日につき	一万千百九十円

	別表第二に次のように加える。	維新百年記念公園 片添ヶ浜海浜公園 萩ウエルネスパーク 山口きらら博記念公園			
		公園施設(大芝生広場に限定する。)(第三條第一項の許可に係るものに限る。)	物品の販売、宣伝、募金のその他これらに類するもの	一日につき	千百十円
	(一) 専用使用	備考 一 「土地の価格」とは、当該土地の適正な時価をいう。 二 時間を単位とする場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額を基準として知事が定める。 三 業として行う映画の撮影及び興業並びに競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催物のために大芝生広場を利用する場合の利用料金の基準額が一万千百九十円に満たないときは、一万千百九十円とする。			
ユアマチ ポーアス 及び 利便をは 宣伝を		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催物	業として行う写真の撮影 業として行う映画の撮影 及び興業	一台一日につき 一日につき 一日につき	千百十円 千百十円 千百十円
午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで		一平方メートル 一日につき	一平方メートル 一日につき	土地の価格の千分の〇・二を超えない額の範囲内 土地の価格の千分の〇・二を超えない額の範囲内 土地の価格の千分の〇・二を超えない額の範囲内	一万九千四百四十円 二万五千九百二十円 四万四百二十円

営利又 は宣伝 を目的 とする	営利又 は宣伝 を目的 とする 展示会	この料入 場その他 の類に 入る料 金を徴 すに この 目的 を 達成 する もの ない こと を 催し 物	目的 ない 文化 活動
<p>午後一時から午後五時まで 午前九時から正午まで</p>	<p>午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>
<p>七万七千七百六十円 十万三千六百八十円</p>	<p>五万八千三百二十円 七万七千七百六十円 十二万二千二百六十円 十三万六千八十円 二十五万七千三百四十円 二万四千六十円</p>	<p>三万八千八百八十円 五万八千四百四十円 八万八千四百四十円 九万七千二百二十円 十七万五千五百六十円 一万六千四十円</p>	<p>四万五千三百六十円 八万五千七百八十円 八千二百円</p>

<p>備考</p> <p>一 (一)の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする展示会その他の催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、入場料その他これに類する料金の最高額に百を乗じて得た額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(二) 準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。</p>	看 板	(四) 占 用	器 具	<p>(三) 附属施設及び器具の使用</p>
	一点につき	一点、一組又は一式一回につき	一点につき	九千四百六十円の範囲内で知事が定める額
			第一セミナー ルーム 第一時間につき 九十円	
			第二セミナー ルーム 第一時間につき 百二十円	
			コミュニティ ルーム 第一時間につき 三百二十円	
			ゲストルーム 第一時間につき 七十円	
			設置場所ごとに表示部分の面積に応じ知事が定める額	

もな収を料すにこの料入 のいし徴金る類れ他そ場			
と伝利ツアマ しを又及スマ ない目的宣営 ユ	すを又外展的宣営 る目的はの示と伝利 物催的宣営以る目 は	展的宣営 示伝又 会を 目 は	催と伝利以文と 物しを又外化し ない目的宣営動 い
午前九時から午後五時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき
一万四千七十円 一万八千七百六十円 二万九千三百十円 三万二千八百三十円	二万八千四百四十円 三万七千五百二十円 五万八千六百二十円 六万五千六百六十円 十二万四千二百九十円 一万千七百二十円	二万八千四百四十円 三万七千五百二十円 五万八千六百二十円 九万三千二百十円 八千七百九十円	三万二千八百三十円 六万二千四百四十円 五千八百六十円

・サ
ラッ
グカ
ー
場

この料入
すにこの料入
る収を料すにこの料入
もす徴金を類れ他そ場

営利又は 宣伝を以 てする目 的とする 展覧会 又は宣 伝の利 益を以 てする 目的と する物 品	営利又は 宣伝を以 てする目 的とする 展覧会	アマチュ ア及びポ ップ又は 文化活動 の目的を とする宣 伝活動 の目的を とする宣 伝活動 の目的を とする宣 伝活動	文化活動
午前九時から午後十時まで 午後九時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで	午前九時から午後十時まで 午後九時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から午後十時まで 午後九時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき
五万六千二百八十円 七万五千四十円 十一万七千二百五十円 十三万三千三百二十円 二十四万八千五百八十円	四万二千二百十円 五万六千二百八十円 八万七千九百四十円 九万八千四百九十円 十八万六千四百三十円 一万七千五百八十円	二万八千四百四十円 三万七千五百二十円 五万八千六百二十円 六万五千六百六十円 十二万四千二百九十円 一万七千七百二十円	六万二千四百四十円 五千八百六十円

<p>アマチュ アスポー ツ及び宣 利又は宣</p>	<p>(一) 専用使用</p>	<p>備考 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)、(四)及び(八)、補助陸上競技場に関する部分の備考の(一)、スポーツ文化センターに関する部分の備考一の(一)並びに山口きらら博記念公園の項多目的ドームに関する部分の備考一の(一)及び(二)は、(一)の場合に準用する。</p>	<p>(三) 器具の使用</p>	<p>その他の者</p>	<p>(二) 個人使用</p>	<p>延長料一時間につき</p>
<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで</p>			<p>一点、一組又は一式一回につき</p>	<p>一人三時間以内 一人三時間以内 一人三時間以内</p>	<p>一人三時間以内 一人三時間以内 一人三時間以内</p>	
<p>五千六百四十円 七千五百二十円 一万千七百六十円</p>			<p>千五百七十円の範囲内で 知事が定める額</p>	<p>二百三十円</p>	<p>八十円 百六十円</p>	<p>二万三千四百五十円</p>

山口きら
ら博記念
公園

もな収を料すにこの料入
のいし徴金る類れ他そ場

を又外展的宣営 目的は示と伝利 的宣當会を以 と伝利	展的宣営 示と伝利 会を以	催と伝利以文と伝利ツアマ 物しを又外化しを又及スマ ない目的宣當動い宣當ーユ	伝を 文化し 活動い
<p>午前九時から午後五時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで</p>	<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>
<p>二万二千五百八十円 三万百十円 四万七千六十円 五万二千七百円</p>	<p>一万六千九百四十円 二万二千五百八十円 三万五千三百円 三万九千五百二十円 七万四千八百二十円 七千六十円</p>	<p>一万二千二百九十円 一万五千五十円 二万三千五百三十円 二万六千三百五十円 四万九千八百八十円 四千七百十円</p>	<p>一万三千百七十円 二万四千九百四十円 二千三百五十円</p>

スポーツ
広場

この料入 のる収を料すにこの料入 もす徴金る類れ他そ場			
<p>宣利又は 宣伝を 的とする 展の目 示会</p>	<p>催物 ととし 伝を 利を 以又 文外 と化 とし 伝を 利を 以又 文外 と化 とし</p>	<p>アマチュ アスビー ツ及び宣 利又は宣 伝を目的 とし文化 活動</p>	<p>する催物</p>
<p>午前九時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後九時から午後十時まで</p>	<p>午前九時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午前九時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>
<p>三万三千八百八十円 四万五千百七十円 七万六百元 七万九千五十円 十四万九千六百五十円</p>	<p>九万九千七百七十円 九千四百十円</p>	<p>二万二千五百八十円 三万百十円 四万七千六十円 五万二千七百円 九万九千七百七十円 九千四百十円</p>	<p>九万九千七百七十円 九千四百十円</p>

<p>アマチュ アスポー ツ及び宣 利又は宣</p>	<p>(一) 専用使用</p>	<p>備 考 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)、(四)及び(八)、補助陸上競技場に関する部分の備考の(一)、スポーツ文化センターに関する部分の備考一の(一)並びに山口きらら博記念公園の項多目的ドームに関する部分の備考一の(一)及び(二)は、(一)の場合に準用する。</p>	<p>一点、一組又は一式一回につき</p>	<p>(二) 器具の使用</p>	<p>営利又は 宣伝を目 的とする 展示会以 外の営利 又は宣伝 を目的と する催物</p>	<p>延長料一時間につき</p>
<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで</p>			<p>九千四百六十円の範囲内で 知事が定める額</p>	<p>延長料一時間につき 午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>一万四千二百二十円 四万五千七百七十円 六万二千三十円 九万四千三百三十円 十万五千四百円 十九万九千五百四十円 一万八千八百二十円</p>	

もな収を料すにこの料入
のいし徴金る類れ他そ場

営利又は 宣伝を以 目的とし する 又は 宣伝を 目的と する	営利又は 宣伝を以 目的とし する 又は 宣伝を 目的と する	文化活動 又は 宣伝を 目的と する 又は 宣伝を 目的と する	文化活動 又は 宣伝を 目的と する 又は 宣伝を 目的と する
午前九時から午後五時まで 午後一時から午後七時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から午後五時まで 午後一時から午後七時まで 延長料一時間につき
二万三千八百六十円 三万千八百円 一万九千八百七十円 五万五千六百六十円	一万七千八百九十円 二万三千八百五十円 一万四千九百円 四万千七百四十円 五万六千六百五十円 七千四百六十円	一万九百三十円 一万五千九百円 九千九百三十円 二万七千八百三十円 三万七千七百六十円 四千九百七十円	一万三千九百十円 一万八千八百八十円 二千四百八十円

(一) 専用使用	備 考 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)、(四)及び(八)、補助陸上競技場に関する部分の備考の(一)、スポーツ文化センターに関する部分の備考一の(一)並びに山口きらら博記念公園の項多目的ドームに関する部分の備考一の(一)及び(二)は、(一)の場合に準用する。	一点、一組又は一式一回につき	(二) 器具の使用	営利又は 宣伝を目的とする 展示会 又は営利 外の宣伝 を目的と する催物	延長料一時間につき
		九千四百六十円の範囲内で知事が定める額		午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき	一万四千九百三十円
アマチュ ュアスチ ポーツ	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで				
四百六十円 六百十円 千八十円					

レ
ビ
ー
場
チ
バ

この料入にこの料入 のる収を料すにこの料入 もす徴金を類れ他そ場		もな収を料すにこの料入 のいし徴金を類れ他そ場	
きに一 つ面		きに一 つ面	
目宣利及いとを 的伝又び催し目 とをは當物な	ポユア ーアマ ツスチ	物す目宣利及いと る的伝又び催し 催とをは當物な	ポユア ーアマ ツスチ
午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき
三千七百円 四千九百三十円 八千六百四十円 千五百四十円	九百二十円 千二百三十円 二千百六十円 三百九十円	千八百五十円 二千四百六十円 四千三百二十円 七百七十円	百九十円

二十	五 メ ト プ ル 十 ル 十		(一) 専用使用	備 考 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)、(二)、(四)及び(八)並びに山口きらら博記念公園の項多目的ドームに関する部分の備考一の(一)及び(二)は、(一)の場合に準用する。	(二) 器具の使用	す る 催 物
アマチュアスポーツ及び利益を目的とする営利又は営利を目的とする催物	アマチュアスポーツ及び利益を目的とする催物	アマチュアスポーツ及び利益を目的とする催物	一点、一組又は一式一回につき			
一時間につき	一時間につき	一時間につき			千五百七十円の範囲内で知事が定める額	
五千七百円	五万七千円	一万四千二百七十円				

水泳プール

トレニング ルーム	水泳プール	(二) 個人使用	トレニング ルーム	五 メ プ ト	
				営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物	と し な い 催 物
小学校及び義務教育並 小の前期課程及び中 学級の後期課程及び 義務教育の前期課程 の生徒 その他 の者	高等学校及び中等教育学校の後期 課程の生徒並びに大学及び高等専 門学校の学生 その他 の者	小学校及び義務教育の前期課 程の児童並びに中学校、義務教育 の前期課程の生徒 一人	一時間につき	一時間につき	
一人三時間以内 三百円	一人三時間以内 五百五十円	一人 五百四十円 (六月一日から九月三十 日までの期間にあつて は、四百八十円)	一人 二百七十円 (六月一日から九月三十 日までの期間にあつて は、二百三十円)	一人 二千八百三十円	一人 八百二十円 (六月一日から九月三十 日までの期間にあつて は、七百二十円)

附 則

山口きらら博記念公園				
水泳プール	スポーツ広場	サッカー・ラグビー場	多目的ドーム	
照明設備	照明設備	照明設備	照明設備	冷暖房設備
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
実費を勘案して指定管理者が定める額	実費を勘案して指定管理者が定める額	実費を勘案して指定管理者が定める額	実費を勘案して指定管理者が定める額	実費を勘案して指定管理者が定める額

別表第三に次のように加える。

備考 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(二)及び(八)、補助陸上競技場に関する部分の備考の(一)並びに山口きらら博記念公園の項多目的ドームに関する部分の備考一の(二)は、(一)の場合に準用する。	看板	(四) 占用 一点、一組又は一式一回につき 二千八百四十円の範囲内で知事が定める額	(三) 器具の使用
	設置場所ごとに表示部分の面積に応じ知事が定める額		

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 改正後の山口県立都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第十五条及び第十六条の規定の例により行うことができる。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の 8 の表一の項から七の項までを次のように改める。

一 削除
二 削除
三 削除
四 削除
五 削除
六 削除
七 削除

別表第一の 8 の表八の項中「（七の項に係るものを除く。）」を削る。